



【基本方針】

がんによる死亡率が平成9年以来、連続して全国ワーストになっているほか、脳血管疾患、心疾患による死亡率が高い状況が続いている本県においては、国の健康増進法一部改正の動きを踏まえながら、県民の健康を第一に考え、条例の制定も視野にいれ、受動喫煙を防止する環境づくりを推進し、健康寿命日本一を目指した県民運動の一環として取り組むものとする。なお、改正健康増進法の規定以上に県独自の規制を設けることについては、県民意見を聴きながら進める。

平成29年度

【目的】

平成29年度から新たに「健康寿命日本一」を目指した施策を展開するにあたり、すべての県民ががん等の発症リスクを高めるたばこによる健康被害から守る必要がある。

このため、県民から意見を聴取しながら、検討、協議を行う場として、保健医療、経済、教育、観光、報道、若い世代等の各分野から参画いただき、検討委員会を設置し、受動喫煙防止や喫煙率低減のための環境整備について検討を行う。

【検討状況】

- ・11月 第1回検討委員会
- ・11月～1月 書面による県民意見募集
- ・11月～3月 事業所等における受動喫煙防止に関する調査
- ・1月 県民意見聴取会（大館市、秋田市、横手市）
- ・3月 第2回検討委員会

【事業所等における受動喫煙防止に関する調査結果のまとめ】

この調査では、敷地内禁煙又は建物内禁煙が飲食店、ホテル・旅館、事業所で進んでいない現状が分かった。
また、受動喫煙防止の環境整備には、事業者だけでなく、利用者と従業員の理解と協力も必要であるという回答が最も多かったが、一方では「行政の指導・監督による規制」が次いで多かった。
このため、今後も、県民に対し、たばこによる健康被害の知識の普及や受動喫煙防止の重要性を理解してもらい、現行の「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づく取組を推進するとともに、特に受動喫煙を受ける機会が多いとされる飲食店や事業所等については、利用者と従業員双方の健康の保持増進のため、国の健康増進法一部改正の動きを踏まえ、条例の制定を視野におきながら、さらに県民の意見も踏まえた検討をすすめ、県全体で対策を進める必要がある。

【29年度検討委員会による意見のまとめ：たばこによる健康被害防止対策の推進について】

1 受動喫煙防止対策について

全国的にみて喫煙率の高い本県においては、県民の健康を第一に考え、受動喫煙は、健康に重大な影響を及ぼすものであるという共通認識のもと、次の点に留意しながら取組を進める必要がある。

- 現行の「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づく対策を推進するとともに、多数の者が利用する公共の場における受動喫煙防止対策の強化を図るため、国の健康増進法一部改正の動きを踏まえ、条例の制定を視野におきながら、各主体の責務、役割や環境整備等に関して、県民全体で取り組むべき枠組みや目標を明確にする必要がある。
- 特に「秋田県健康づくりに関する調査」において、受動喫煙を受ける機会が多いとされる飲食店や事業所については利用者と従業員双方の健康の保持増進のため、受動喫煙を防止するための措置を講ずる必要がある。
- また、受動喫煙による健康影響を受けやすい子ども等については家庭や車内も含め、自らの意思で避けることのできない受動喫煙に曝すことのない環境づくりを徹底するなど、特段の配慮が必要である。

2 禁煙支援、若年者の喫煙の未然防止について

- たばこはやめることができるという視点を持ち、たばこをやめたい人がやめることができるよう、禁煙治療をするためのサポート等、禁煙支援の取組を推進する必要がある。
- 若い世代の喫煙率が高いことから、喫煙を未然防止するため、子どもに対する喫煙についての学校教育の徹底や企業、大学等と連携した取組を進めるとともに、若年者に対し、周囲の者は安易に喫煙を促す（勧める）ことをしないための環境づくりを進める必要がある。

平成30年度

【基本的な考え方のポイント】

○多数の者が利用する公共の場における受動喫煙を防止するため、各主体の責務、役割や環境整備等に関して、枠組みや目標を明確にするべきではないか。

○特に受動喫煙を受ける機会が多いとされる飲食店や事業所については、利用者と従業員双方の健康の保持増進のため、受動喫煙を防止する取組を進めるべきではないか。

○受動喫煙による健康影響を受けやすい未成年等については、自らの意思で避けることのできない受動喫煙にさらすことのない環境づくりの徹底を図るべきではないか。

○県民をたばこによる健康被害から守るために、法律以上の規制が必要ではないか。

施設の類型 例：小・中学校、高等学校、保育所、幼稚園、大学、医療機関、
児童福祉施設、行政機関、バス、タクシー、航空機
老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道

規制の内容 例：敷地内禁煙（屋外喫煙所設置不可 / 設置可）
屋内禁煙（喫煙専用室設置不可 / 設置可）

【参考】健康増進法改正案と東京都条例案

施設の類型		法改正案	東京都条例案
小・中学校、高等学校		敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所設置可）	敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所設置不可）
保育所、幼稚園			
大学			敷地内禁煙 （屋外に喫煙場所設置可）
医療機関			
児童福祉施設			
行政機関			
バス、タクシー、航空機			
上記以外の多数の者が利用する施設（例）老人福祉施設、運動施設、ホテル、事務所、船舶、鉄道		原則屋内禁煙 （喫煙専用室内でのみ喫煙可）	原則屋内禁煙 （喫煙専用室内でのみ喫煙可）
	飲食店	【経過措置】既存飲食店で客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業（資本金5千万円以下）は規制対象外	既存飲食店で従業員を使用していない場合は、禁煙・喫煙を選択することができる。